

令和7年 第2回定例会

総務厚生常任委員会会議録

長 与 町 議 会

令和7年第2回長与町議会定例会総務厚生常任委員会会議録（第1日目）

本日の会議 令和7年6月 9日
招集場所 長与町議会第1委員会室

出席委員

委員長	金子 恵	副委員長	堤 理 志
委員	下町 純子	委員	堀 真
委員	藤田 明美	委員	西田 健
委員	浦川 圭一	委員	西岡 克之

欠席委員

なし

職務のため出席した者

議会事務局長	荒木 秀一	課長補佐	江口 美和子
--------	-------	------	--------

説明のため出席した者

総務部長	青田 浩二		
(総務課)			
課長	大山 康彦	係長	尾田 光洋
係長	松永 大輔	主査	森川 大輔
(地域安全課)			
課長	金子 寛之	係長	入口 健太郎
企画財政部長	村田 ゆかり	企画財政部理事	中村 元則
(政策企画課)			
係長	山口 和樹		
(財政課)			
課長	北野 靖之	課長補佐	入江 彩子
住民福祉部長	宮司 裕子	住民福祉部理事	細田 愛二
(こども政策課)			
課長	村田 佳美	高田保育所所長	松尾 郁子
課長補佐	藤吉 有見	課長補佐	石川 俊介
係長	濱崎 美雪	係長	一瀬 奈々
健康保険部長	山本 昭彦		
(健康保険課)			
課長	森本 陽子	係長	志田 瞳
係長	徳永 江里奈		

水 道 局 長 渡 部 守 史

(上下水道課)

課 長 高 橋 庸 輔

課 長 補 佐 濱 中 章

係 長 池 田 麻 夢

本日の委員会に付した案件

議案第34号 附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

議案第35号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議案第36号 長与町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

議案第37号 長与町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

議案第38号 長与町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議案第39号 長与町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

議案第45号 令和7年度長与町一般会計補正予算（第1号）

開会 9時28分

閉会 11時37分

○委員長（金子恵委員）

皆さんおはようございます。定足数に達しておりますので、本日の総務厚生常任委員会を開会いたします。

令和7年第2回定例会本会議におきまして本常任委員会に付託を受けました議案第34号附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例、それと関連がありますので、議案第35号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、この2本を同時に審査をしたいと思います。本案について提案理由の説明を求めます。

大山課長。

○総務課長（大山康彦君）

皆さまおはようございます。それでは、議案第34号附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明を申し上げます。本議案は、人口減少等に伴う給水収入および使用料収入の減少や施設の老朽化、耐震化に伴う更新需要の増大など、上下水道事業を取り巻く環境が厳しさを増す中、将来にわたり安定した上下水道サービスを提供できるよう上下水道事業の持続可能な経営の確保に向け、学識経験者、公共的団体の関係者など、さまざまな立場からの知見を頂きながら、水道料金および下水道使用料等の適正化を図るため、長与町水道料金等審議会を附属機関として新たに追加するものでございます。委員の構成は10人以内、任期は会期中としております。なお附則につきましては、施行期日を公布の日としております。

続きまして、議案第35号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明を申し上げます。本議案は、特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償について新たに追加するものでございます。別表中、執行機関に「上下水道事業の管理者の権限を行う町長」を加え、長与町水道料金等審議会の報酬額を新たに追加するものでございます。なお附則につきましては、施行期日を公布の日からとしております。以上が議案第34号、第35号の説明でございますが、お手元の方に新旧対照表等を配布しておりますので、併せてご参照いただきたいと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（金子恵委員）

説明が終わりました。これから質疑を行います。まず、議案第34号から。質疑はありませんか。

下町委員。

○委員（下町純子委員）

おはようございます。まず、審議会のメンバーは今言われましたけれども、具体的にどういう方っていうのが決まっているんでしょうか。で、会議は会期中とおっしゃいましたが、会期中というのはもうその結果が出るまでということでしょうか。それから、これは今聞くのかどうか分からないんですけども、全協で説明があったんですけど

も、水道料金の見直しがなぜ必要なのか。それから、本町の水道料金のこれまでの改定実績とか経営の状況今後の見通しなどを、すいません、もう一度この場でお知らせいただければと思います。

○委員長（金子恵委員）

高橋課長。

○上下水道課長（高橋庸輔君）

まずメンバーについて、こちらで今考えているメンバーについてお知らせいたします。まず、規則案をご覧いただければ、この3条の中に委員構成といったものをちょっと記載、規定させていただいております。この中の学識経験者、学識経験を有する者といったしまして、大学の教授、准教授を予定しております。（2）公共的団体を代表するものといったしまして、社会福祉協議会、そして商工会の皆さまにお願いしようと思っております。次に3号ですね、水道および下水道の利用者といったところで、自治会長、そして民生委員の方をお願いしようということで考えております。そして、会期中としておりますのは、この水道料金もしくは下水道料金の見直しが必要となった時から始まりまして、審議が終わり次第会期を閉じるということで考えておりますので、会期中ということでさせていただいております。そして水道料金の見直しの必要性でございますけれども、全員協議会でもお話ししました中で、私ども水道事業の経営戦略といったものを策定しております。その中で将来のですね20年間、今後20年間のシミュレーションといったものを作りまして、その中でやはりどうしても人口減少に伴う給水収益の減少、そして更新費用の増大、そういったものに対してどうしても今の現状の水道料金では経営が難しいというシミュレーションが出ましたので、そういったところ今回見直しの方を報告させていただいたということでございます。過去の改定状況についてですね、まず値上げとなった改定につきましては、昭和63年の4月が値上げが最後に行った年度でございます。もう1つ、一番最近行った改定状況につきましては平成の19年4月ということでございますが、この改定につきましては口径の20ミリにかかるところの基本料金、そして基本水量、こういった少し軽微なところの体系を変更したといった若干値下げの改定となっております。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

下町委員。

○委員（下町純子委員）

下水道に関しての改定っていうのはどうなんでしょうか。上水道だけなんですか、それとも下水道の改定はどうなんでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

高橋課長。

○上下水道課長（高橋庸輔君）

今回行いますのは水道料金の改定について審議会の方を設置いたしまして調査審議をするといったものでございまして、下水道につきましては、令和5年度に水道事業と同じく下水道事業の経営戦略といったものを改定しておりまして、この中では下水道使用料の改定については今のところ必要ないということで結果が出ておりますので、今回は水道料金の見直しということでございます。

○委員長（金子恵委員）

下町委員にちょっと申し上げます。一応、今回は条例の改正ということで、産業文教の範囲に入っていくような内容に聞こえますので、そこを上手に。

下町委員。

○委員（下町純子委員）

メンバーの中に自治会長とか民生委員が一般の方が入っておりますが、その意味といますか、意義といますか、その役割といますか、そういうのはどういうことでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

高橋課長。

○上下水道課長（高橋庸輔君）

まず、水道使用者、下水道使用者の代表ということで、広く住民の皆さまの意見を集約して、そして審議会の委員としてこちらの案等に対して意見を述べていただき、皆さんにより分かりやすい形でまた報告していただくとか、そういった重要なポジションでございまして、今回住民の皆さまを代表して今回自治会長そして民生委員ということで選ばせていただいております。

○委員長（金子恵委員）

下町委員。

○委員（下町純子委員）

分かりました。住民の代表ということで、家計を預かる者として水道料金が毎月幾らぐらいかかっているっていうのをよくご存じの方を、できれば自治会長なり民生委員なりの中から選んでいただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

高橋課長。

○上下水道課長（高橋庸輔君）

委員おっしゃるとおり、今回水道料の見直しということで非常に重要な案件と私ども思っておりますので、住民の皆さまにもより良く、周知を図る意味でもご理解いただくという意味合いでも、自治会長そして民生委員の皆さま方の力を借りながら、何とかこの見直しといったものをご理解いただけるよう努めていきたいと思っております。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

西田委員。

○委員（西田健委員）

私も今のところの第3条の件なんですけども、ただ今の説明の中で、住民から広く聞いて集約をして、あとこの審議会のメンバーで検討する。ただその住民の集約というのはどういう方向でやられるのか、それだけをお聞かせください。

○委員長（金子恵委員）

高橋課長。

○上下水道課長（高橋庸輔君）

住民の皆さまの意見の集約ということで、基本的にこの審議、調査の前にこの委員の方々に我々が用意した資料といったものを提供いたしますけれども、それを事前に提供いたしまして、自治会なり住民の皆さまと話をしていただきまして、どういった意見、皆さまの意見が私どもの案、資料の案に対してどのような意見があるのか、そういったものを集約していただければという形で考えております。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

本町のこの水道の給水と処理下水道の特殊性といいますか、長崎市に依存する部分が結構入り組んで長与町内に入っとるんですけども、そういった問題にやっぱり精通した人辺りも、この委員の中に入れていただいてですね、私はかなりこの問題はこの減収の作用、減収、本来であれば長与町で給水したり、長与町で処理したりすれば、今人口減少とかでそういう水量とか処理水量とかも減少することが減収につながっているような説明もあったようなんですけども、やっぱり取れるものは全部やっぱり取ってきて長与町で処理すべきだと思っとるもんですから、ぜひ何十年前の協定とかなんとかあるのかもしれませんが、果たしてそういうものが妥当であるのかどうかも見極めができるような人たちも入れていただいて、ぜひこの審議会をメンバーの辺りも考えていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

高橋課長。

○上下水道課長（高橋庸輔君）

そうですね、今委員おっしゃってるのが区域のお話かとは思いますが、今回水道料金、下水道使用料等の審議会につきましては、区域の見直しについてはまた別のことで考えていただきまして、今回は料金、使用料についての審議ということで考えたいと思っております。

○委員長（金子恵委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

区域の見直しとか何とかすべきということを今言ってるんじゃないんですが。そういったことにも精通した人を入れていただかんと、入れていただいて、取るもんは取りましようとか言える人がその審議会の中にいないと、最終的な料金の決定なんかにも反映してくるんじゃないかなと思ったものですから、そういうことで申し上げておるんですけど。どうですかね。

○委員長（金子恵委員）

高橋課長。

○上下水道課長（高橋庸輔君）

まずは今回区域に精通したというよりも、この区域の中での水道料金そして下水道使用料ということで考えていきたいというふうに考えております。

○委員長（金子恵委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

分かりました。それと3条の3番目に水道および下水道の利用者ということで自治会長とか何か地元の人を入れられるというようなことだったんですが、ここはもう実際に、例えばもう水道使用料が大きい人とか、もちろんそこら辺だったら水道局で把握できますよね、この事業所は大きい人とか、そういったもののリストの中から選んで入っていただくとかですね。なかなか自治会長たちも分からんと思うんですよね、その実態は。そういうのをちょっと加味していただければと思います。

○委員長（金子恵委員）

高橋課長。

○上下水道課長（高橋庸輔君）

そうですね、大口事業者の件につきましてはですね、ここで言う2号ですね、公共的団体を代表するものの中に商工会の皆さまを入れさせていただこうと考えております。この中に商工会といたしまして事業者の意見を集約させていただこうと考えておまして、私どもが把握してる大口事業者につきましても、商工会のメンバーの方に入っていっていらっしゃるということで確認しておりますので、ここで意見の集約を考えたいと思っております。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

議案第34号の件で、提案理由の説明の中で水道事業の経営が今後厳しさを増していくということでご説明がありました。人口が減少していくとか、節水機器が増えている、そして収益が減少していくのがもう見えている中で、このままでは維持補修もままなら

ないという、経営的な立場からの独立採算の企業会計といいますかね、その立場からのやはりこうせざるを得ないから、それに向けた審議会をつくろうという提案だというのは理解をいたします。一方、私たちは住民の代表になりますので、やっぱり今大変物価の高騰の折ですね、大変厳しい状況にあるのはもうご承知のとおりだと思います。東京都の方では水道料金を引き下げなのか、ちょっと減免するのかそういう話もありますし、西海市は一定期間水道料金を下げたんじゃなかったですかね、物価高騰対応ということで。時津町もそういうふうな方向だということで、何とかこの物価高騰に対して行政として手だてをしようということもされているわけです。恐らく国の交付金等を利用してやってできたことなのかなと思うんですが、今後物価、今の話を聞きますと、やっぱり値上げの方向にならざるを得ないということだとは思いますが、その中でやっぱり住民の意見もぜひどういう生活状況なのかという点を十分考慮していただきたいというふうに思います。例えば、自治会長に聞くっていう場合に、自治会長の個人的な見解を聞くっていうのもいいんですけども、例えば自治会長に自治会の会合などの場で住民に意見を聞いてほしいとか、そういう手だてもぜひとってほしいというのが1点。それからもうついでに申しますが、それに関連した補足資料の中の審議会の規則の中で、守秘義務の規定がありますよね。やっぱり私はなるべくこういう内容であればオープンにしていきたいなと思うんですが、守秘義務をやっぱり設けなければならないものなのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○委員長（金子恵委員）

高橋課長。

○上下水道課長（高橋庸輔君）

まず最初の自治会長の個人的な意見も意見として承る予定でございますけれども、委員おっしゃったとおり自治会の方に広く皆さまの意見を、議題等周知いただきまして、皆さんの意見といったものを聞き入れて、その集約したものを審議会の方に諮って意見を述べていただくという形で考えております。次に守秘義務のところでございますけれども、今回のこの審議会については基本的に公開いたします。全ての審議内容等もホームページ等を使いまして公開するように考えておりまして、ここでいう秘密保持といったものをにつきましては、会議中に出てきた個人情報であったりとか、そういったものを意味しておりまして、基本的には秘密とするようなことは実際は出てこないのかなと思うんですけれども、そういったもし出てきた場合の手だてとしてこの条項を規定しているといったことでございます。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。よろしいですか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第35号、分けておりましたけれども、こちらの方で質疑はありませんか。いいですか。関連があるということで一緒にしておりましたけれども、よろしいですか。

ね。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、３４号の方から行きたいと思います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第３４号附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

それでは引き続き、議案第３５号の採決を行います。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第３５号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（金子恵委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

これより、議案第３６号長与町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の件を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

大山課長。

○総務課長（大山康彦君）

それでは、議案第３６号長与町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明を申し上げます。本議案は、国家公務員の人事院規則の改正等に準じ、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充を図るため、所要の改正を行うものでございます。条例の主な改正内容につきましては、妊娠、出産等を申し出た職員、または３歳に満たない子を養育する職員に対する、仕事と育児の両立支援制度の利用に関する意向確認等について規定するものでございます。なお附則につきましては、第１項において施行期日を令和７年１０月１日とし、第２項において経過

措置について規定しております。以上が議案第36号の説明でございますが、お手元に新旧対照表を配布しておりますので、併せてご参照いただきたいと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（金子恵委員）

説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑はありますか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

一つが、本人または配偶者の妊娠、出産を申し出た職員、それから3歳に満たない子を療育する職員というのが対象で、その中で役場の方で講ずべき措置として、両立支援制度の利用に対する意向確認のための措置っていうのがあると思うんですが、具体的にこれがどういったものなのかということをちょっとお伺いしたいと思います。

○委員長（金子恵委員）

大山課長。

○総務課長（大山康彦君）

妊娠、出産のタイミングの職員に対して、いろんな休暇制度がございます。例えば産休、育休こういったところが代表的なものになるかと思うんですが、その他にも今いろんな制度が出てきておりますので、そういった使える制度っていうのをその該当する職員に対してお示しをすると。それをお示しした上で、使いますか、使いませんかというふうなところの意思確認をするというところでございます。

○委員長（金子恵委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

同じ内容の部分で、これは恐らくなんですが、役場の方にはその意向を確認した事項への配慮義務っていうのがあるのかなと思うんですが、これは具体的にどういうことを考えていらっしゃるのか。

○委員長（金子恵委員）

大山課長。

○総務課長（大山康彦君）

その職員に対する配慮のところなんですが、やはり各ご家庭でいろんな状況があったりとか、仕事の面でもいろんな状況がございますので、なるべく職員の状態に合わせて制度を運用していくというところで配慮していくというところでございます。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

藤田委員。

○委員（藤田明美委員）

今回の制度は、国家公務員の人事院規則の改正に準じとあるので、もし分かれば教え

ていただきたいんですけれども、この3歳に満たない子とありますが、どうして3歳までなのかっていう根拠が分かれば教えてください。

○委員長（金子恵委員）

大山課長。

○総務課長（大山康彦君）

産休、育休と最初取られると思うんですけども、今の制度の中では育休というのが最大3歳まで取ることが可能であります。で、子どもが大きくなるに従って、ライフステージの中で子育ての環境というのもずっと変わっていきますので、一つの目安として3歳というところを境目にして、出産をして子育てが始まって、で、また仕事とか復帰してですね、今度保育園に通ったりとか幼稚園に通ったりとかするようなタイミングになってきますので、またそこで新たな制度が使えるというところも説明していくということで1つの区切りを作っております。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。よろしいですかね。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第36号長与町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

それでは引き続き、議案第37号長与町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の件を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

大山課長。

○総務課長（大山康彦君）

それでは、議案第37号長与町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明を申し上げます。本議案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、部分休業制度の拡充のため所要の改正を行うものでございます。条例の主な改正内容につきましては、部分休業の取得パターンを現行の1日につき2時間を超えない範囲に加えて、1年につき77時間30分を超えない範囲内を規定し、職員が柔軟に選択できるよう規定するものでございます。なお附則につきましては、第1項において施行期日を令和7年10月1日とし、第2項において経過措置について規定をしております。以上が議案第37号の説明でございますが、お手元

に新旧対照表を配布しておりますので、併せてご参照いただきたいと思います。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（金子恵委員）

説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

制度としては、部分休業を拡充する内容なので、職員にとっては非常にいい制度だとは思いますが、本町の職員がやっぱり少ない人数でされていて、1人当たりの業務量が大変多いという中であって、内容を見ますと、例えば10日間取れるってというような形になるわけですたいね。現実的にそれが、私が職員だったらちょっと他の人に迷惑かけるかなというような抑制が働いて、十分機能するのかなという思いがあるんですが、具体的にそういう例えば10日間取りたいというような出てきた時に、みんなが気持ちよく送り出せるというか、そういう仕事の分かち合いというのが必要になってくると思うんですよね。それが十分できるのかなという疑念があるんですが、その点はいかがでしょう。

○委員長（金子恵委員）

大山課長。

○総務課長（大山康彦君）

議員おっしゃるとおり、やはり休暇制度というのが今どんどん増えてきてまして、取れる権利というところは増えてきております。今おっしゃったとおりなかなか取りにくいよねって感じる方がいらっしゃる場合も、そこは人員配置であつたりとか採用とかその辺で状況を見ながら対応していつて、みんなが気持ちよく取れるような形、あと業務の方も常に改善をして少しでも時間に余裕が取れるようにしていきたいというところで考えております。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。よろしいですか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第37号長与町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

それでは引き続き、議案第38号長与町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の件を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

大山課長。

○総務課長（大山康彦君）

それでは、議案第38号長与町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明を申し上げます。本議案は、昨今の民間の平均給与や地方公務員の給与等の動向を踏まえ、国が定める外国語指導助手の報酬基準が引き上げられたことに伴い、別表第3における報酬基準月額を改定するものでございます。なお附則につきましては、第1項において公布の日から施行、令和7年4月1日から適用するものとし、第2項において給与の内払いについて定めております。また、本来であれば、3月定例会の時に当初予算と同時にご審議いただく形が望ましかったのですが、所管の方から改定の依頼が来ていなかったため、今回6月議会での上程をさせていただいております。以上が議案第38号の説明でございますが、お手元に新旧対照表を配布しておりますので、併せてご参照いただきたいと思います。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（金子恵委員）

説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

この基準は国が定める基準を参考にされてるというような説明でしたが、この額というのはもう全国決まってるものなんでしょうか、国が決めた額なんでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

大山課長。

○総務課長（大山康彦君）

はい。委員おっしゃるとおり国が示したとおりのものを使っております。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

ご説明があったとおり本来は4月、ですから3月の定例議会で出すべき議案だったということで、所管の方からどうも出し忘れというか、ちょっと漏れてたということだと思う。それでこの該当するALTですかね、これ外国語指導助手の方の給与というか費用弁償かな、給与ですね、実際4月分、5月分、6月分、この分はどういう状況なのかですね。

○委員長（金子恵委員）

大山課長。

○総務課長（大山康彦君）

現状ではまだ条例改正がなされておきませんので、今までの単価で支給という格好で始まっております。今回の議会の中でこちらの方が承認されればですね、承認された時点でさかのぼって4月1日から計算し直しますので、その差額分を今の予定ではもう6月中に支給をするという格好で考えております。

○委員長（金子恵委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

人間ですのでいろいろとミスもあろうかと思うんですが、今回のこの事態を受けて改善策というか、この再発防止はどのように考えていらっしゃるのか。

○委員長（金子恵委員）

大山課長。

○総務課長（大山康彦君）

この辺が担当者レベルでの認識の問題になってくるかと思うんですが、再度全所管に対してうちの方からそういった支出をするときの根拠、これが何なのかっていうのを改めて確認をしてもらうというような格好で周知をさせていただきたいと思っております。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

今の同僚委員の質問に関連してなんですが、ちなみにですが、資料の中に施行期日が4月1日から適用するということで、今ご説明があったようにさかのぼって支給をしますような話になつとるんでしょうが、所管が必要ないというふうなことで判断をされたんであれば、今議会ですからね、7月1日から施行するということとはできないんでしょうか、これは。ちなみにの話なんですが、できないんでしょうかね。

○委員長（金子恵委員）

大山課長。

○総務課長（大山康彦君）

所管の方も必要ないという認識ではなくて、もう条例改正をするっていうのを認識が落ちていたというところで、今回4月にさかのぼって対応してほしいということでの依頼が来ております。で、実際問題ですね、今回国の方の通知に関しましても1月の段階で通知が来ておりまして、その中でも4月から適用するというふうな格好で出てますので、今回うちの方も4月からの対応ということになっております。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。よろしいですか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第38号長与町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

場内の時計で10時20分まで休憩します。

(休憩 10時10分～10時18分)

○委員長（金子恵委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

これより、議案第39号長与町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の件を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

村田課長。

○こども政策課長（村田佳美君）

皆さまおはようございます。それでは、議案第39号長与町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由をご説明させていただきます。本議案は、令和7年度中に長与町こども計画を作成するに当たり、長与町子ども・子育て会議において協議を行うため、条例第1条に設置根拠としてこども基本法の規定を追加し、条例第2条の所掌事務にこども計画の策定に係る規定を追加するとともに、子ども・子育て支援法の改正に伴う条ずれを改めるものでございます。改正の内容といたしましては、第1条につきましては子ども施策に係る審議等を行うため、こども基本法第13条第3項を加えるとともに、子ども・子育て支援法の改正に伴う条ずれを改めております。第2条につきましては、所掌事務にこども基本法第10条に規定する市町村こども計画に関する事項を追加するとともに、子ども・子育て支援法の改正に伴う条ずれを改めております。なお附則につきましては、施行期日を公布の日からとしております。以上が改正の内容でございます。参考資料として新旧対照表を添付しておりますのでご参照ください。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（金子恵委員）

説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

内容的にはいろんな条ずれとかうんぬんかんぬんというご説明を頂いたんですが、ち

よっとそもそものところで、提案理由で長与町こども計画の策定およびうんぬんかんぬんというふうにあるんですが、今年の令和7年3月に、第3期長与町子ども・子育て支援事業計画というのが出されているんですが、これと今回つくるものっていうの、ちょっと私の中で何がどう違うのかっていう区分けがよく分からないんですが、その辺りをちょっと参考のために、理解を深めるために伺いたいと思います。

○委員長（金子恵委員）

石川課長補佐。

○課長補佐（石川俊介君）

まずこども計画というものはこども基本法を策定根拠とする計画で、国が策定しましたこども大綱および都道府県のこども計画を勘案し、市町村が作成に努めることとされております。その目的といたしましては、全てのこども・若者が身体的、精神的、社会的に幸福な生活を送ることができる社会を実現していくこととされております。一方で昨年度策定をいたしました子ども・子育て支援事業計画、こちらにつきましては子ども・子育て支援法を策定根拠とする計画でございまして、幼児期の学校教育、保育、地域の子育て支援について計画的な整備を行うために策定する計画となっております。こちらの対象が、就学前児童と小学校児童を中心として、児童福祉法に定められた18歳未満の全ての子どもとその家庭とを対象とした計画となっております。イメージといたしましては、こども計画という大きな計画の中の1つの構成要素として、子ども・子育て支援事業計画が位置づけられているというような形となっております。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。いいですか。

西田委員。

○委員（西田健委員）

参考までにすいません、第1条の中で長与町子ども・子育て会議を置くと、これ参考までこのメンバーの方っていうのはどういうふうになってるのでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

石川課長補佐。

○課長補佐（石川俊介君）

長与町子ども・子育て会議に関しましては委員15名ということで運営をしております。メンバーといたしましては、子どもの保護者代表であったり、子どもの支援に携わる団体の代表であったりというところの方がメンバーとして入っております。例えばですけども、子どもの保護者代表といたしましては、小学校の保護者代表としての方であったり、PTA連合会の会長であったり、あと実際に支援を行っている方といたしましては、町内保育所の園長先生であったり、小学校の校長先生であったり、あと児童クラブの支援員であったりという方々、また民生委員という方々が委員として入っている会議になります。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

ちょっと教えていただきたいんですが、改正法を見ますと、1条、2条、それぞれ基本法第13条3項に基づくものを加えるということと、2条については市町村こども計画に関する事項、こういうもの簡単に結構ですので、具体的にこれを加えることによってどう変わってくるのかというのを簡単に結構ですので説明していただけますでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

石川課長補佐。

○課長補佐（石川俊介君）

まず1条の設置根拠といたしましては、今現在子ども・子育て会議条例の方が子ども・子育て支援事業計画を策定するための委員会として位置づけがされておりますので、今度策定をいたしますこども計画を策定するための設置根拠として、こども基本法13条第3項の規定を追加しております。あとは所掌事務といたしまして、ちょっと繰り返しになりますけども、今現在子ども・子育て支援事業計画を策定するということで位置づけておりますので、こども基本法を策定するところを明確に打ち出しをしているというところでございます。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。いいですかね。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第39号長与町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

場内の時計で10時35分まで休憩します。ありがとうございます。お疲れさまでした。

（休憩 10時26分～10時33分）

○委員長（金子恵委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

これより、議案第45号令和7年度長与町一般会計補正予算（第1号）の件を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

北野課長。

○財政課長（北野靖之君）

おはようございます。それでは財政課所管分につきまして説明をいたします。予算に関する説明書の6、7ページをお願いします。下から2段目、18款2項1目財政調整基金繰入金でございます。今回の補正予算に関する財源の調整としまして7,798万9,000円を計上しております。以上が財政課所管分でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長（金子恵委員）

中村課長。

○政策企画課長（中村元則君）

改めましておはようございます。政策企画課分につきましてご説明申し上げます。まず補正予算に関する説明書6、7ページをお願いいたします。まず歳入でございます。14款2項1目1節総務管理費補助金の地域公共交通確保維持改善事業費補助金は、歳出で予算を計上しておりますモビリティ人材育成事業業務委託料に充当するものでございます。

続きまして歳出でございます。12、13ページをお願いいたします。一番上、2款1項8目12節委託料のモビリティ人材育成事業業務委託料につきましては、歳入でご説明いたしました地域公共交通確保維持改善事業費補助金を活用するもので、国費100%となっております。現在本町でも課題とされている地域公共交通の充実に向けた取り組みの1つとして、主に高齢者の日常の移動支援を目的とした地域の事業者や住民が主体となる移動支援をモデル的に立ち上げることを検討しており、同種類別の業務実績を持つ民間事業者へ委託し、町職員や関係団体、地域の住民が支援の立ち上げに必要なノウハウを取得する人材の育成を行い、支援の立ち上げに向けて伴走支援を行っていただくものでございます。以上が政策企画課分です。どうぞご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長（金子恵委員）

説明が終わりました。これから質疑を行います。それでは歳入の方から行きたいと思えます。歳入が6、7ページ、18款ですね、ここが財政課分です。質疑はありませんか。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

この18款2項1目財政調整基金繰入金、ここがどうもですね、教えていただきたいんですが。他の目の欄を見ますとですね、どっから補助金とかからこれだけ入ってきますよというような書き方になってるんですが、これ財政調整基金繰入金から財政調整基

金繰入金に入れるっちゅうことなんですかね。ちょっと意味がちょっとよう分からんもんですから。それと、その資金のこう、他の欄を見ますとですね、補助金で入ったものを補正で歳入を受けますようなことは分かるんですが、財政調整基金繰入金で受けたものをまた、どんなお金の動きになるのかそこら辺ちょっと説明していただいてよろしいでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

北野課長。

○財政課長（北野靖之君）

この財政調整基金でございますけれども、基本的に町の財源調整のために財政調整基金というのが今約19億円ぐらいございます。今回の財源を組むに当たって、その予算不足であったりもしくは予算が歳入が多かったりした場合っていうのは、財政の調整をするわけですが、今回の補正で言いますと、補正の歳出よりも歳入の減が大きかったということで全体の補正は減額になるんですが、歳入の減が大きい分の財源調整として、今回の財政調整基金を繰り入れて予算を編成したという形になります。

○委員長（金子恵委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

今の説明を聞きますと、財政調整基金から新たに7,700万円、いやここがですね、基金で終わっとれば少しは分かるんですけど、財政調整基金繰入金ってなってるでしょう、ここ。2項1目の書き方が。財政調整繰入金からどこに繰り入れするんですかね。財政調整繰入金から、こっち説明のところ見ても財政調整繰入金ですもんね。財政調整繰入金から財政調整繰入金に入れるということですか。そこんにきの意味がちょっと分からんもんですからね。財政調整基金の趣旨とか何とか結構ですので、そのお金のちょっと動きをどうするのか、ちょっと分かりやすくすいません、理解が足りないもんですから。

○委員長（金子恵委員）

入江課長補佐。

○課長補佐（入江彩子君）

財政調整基金から一般会計の方に基金に入っているお金を移すことを基金からの繰り入れというふうに言います。それで、歳入のこの予算の科目が基金の繰入金というふうになっております。

○委員長（金子恵委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

そしたらももとの今回の補正の7,798万9,000円っていうのは、基金にあったお金を繰り入れするっちゅうことですよね。そうであれば、やっぱここ1番目も繰入

金になるんですかね。基金では駄目なんでしょうね、繰入金になるんですね。2項1目の書き方なんです。基金から出して、この説明欄のところは繰入金になるのかなというふうな、そういうことも考えたんですよ、いろいろ。そういうにはならないんですね。どっちも繰入金になるんですね。分かりました。それと、この7,798万9,000円を今の時期にやっぱり入れなければならなかったという理由というのが、そこら辺をちょっとお聞かせ願いたいんですが。

○委員長（金子恵委員）

北野課長。

○財政課長（北野靖之君）

この財政調整基金につきましては、毎回の補正予算のその時の財源の調整になるんですけれども、例年でいいますとおよそこのぐらいの金額が6月補正で基金の繰り入れということになります。今後9月補正以降のところで、また財源調整がありまして、逆に基金の繰り戻しというのが年度末に出てくるかと思っております。

○委員長（金子恵委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

かなり19億円とかなんとか先ほど話をしておられたようなんですけども、基本的にそれぐらいの残高がずっとこうあるわけですかいいね。最終的にまた9月に今度決算で剰余金とかもまた入れるような話になるっていうことが、そういう感覚でおるものですかね、わざわざこの時期にこの7,000万円とか、ここら辺のお金を入れればいかんとかかなっちゃうな、そういう理由がちょっとよく分からんやったものですか。やっぱりどうしても、毎年しよることは分かるんですけど、何でもこういうことをせんばいかんのかなというのはちょっと思ったものですか、どうしてもやっぱりしなければならない手続きになるんですかね。

○委員長（金子恵委員）

北野課長。

○財政課長（北野靖之君）

今議員おっしゃったように、財源を組むに当たっては財政調整基金と先ほどの剰余金、前年度繰越金ですね、この前年度繰越金につきましては5月の決算が終わりまして、今後繰越額というのを確定しまして、それを財源に充てていくという形になりますけれども、それができるのが6月以降、決算時期以降になりますので、早くても6月以降の臨時会もしくは9月以降の補正予算ということになります。従いまして6月時点での補正予算を組む段階では、その財源というのはまだ調整するためには基金しかありませんので、毎年この時期には基金の繰り入れをするということになります。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。再質の方に入ってもいいので、質疑はありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

歳出で、説明書の13ページにありますモビリティ人材育成事業業務委託料で1,500万円ほど予定をしているんですけども、そもそもこのモビリティ人材育成事業とは何かということで、ちょっと私なりにネットで検索したら国土交通省が上げているものみたいで、その中で中間取りまとめというのがありますよね。これと関連しているというふうな理解でよろしいでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

山口係長。

○係長（山口和樹君）

申し訳ございません、何に対するちょっと中間取りまとめなのかっていうのをちょっとこちらの方が把握しておりませんので、ちょっと今の回答についてはちょっとお答えがちょっと難しくて。

○委員長（金子恵委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

大変失礼しました。地域公共交通計画の実質化に向けた検討会というのが、まず検索でヒットしまして、国土交通省のホームページの中にですね。で、この中に地域公共交通の実質化に向けたアップデート、モビリティデータを活用した無理なく難なく実のある計画へというものがあつたんですが、その計画との関係なのか、全く別物なのかですね。

○委員長（金子恵委員）

山口係長。

○係長（山口和樹君）

全く関係がないかという、全く関係ないわけではなくてですね、一応国の方の施策として、現在全国的に課題になってます交通空白の解消というものの取り組みがございます。交通空白自体はなにもバスがない、タクシーがないというだけではなくて、バスはあるけどなかなかその地域のニーズに応じたバスのダイヤになっていないとかですね、なかなかその利用のニーズと現状のサービスが一致しないものも含めて幅広く交通に関する困り事を解決しようという趣旨で、交通空白の解消というものに今取り組まれています。その中にそういう法定計画の作成というのも取り組みとしては1つあるんですけども、それについてとはこちら直接は関連はしておりませんで、それぞれの地域の中で交通に関する課題解決として、いろいろ交通に関する知識を深めていこうとか、みんなアイデアを出していこうというために使う補助金になりますので、国の大きな施策としては同じようなものにはなるんですけども、細かい内容としては直接はリンクをしないものになります。ちょっと説明としてすいませんややこしいんですけども、

よろしくお願いします。

○委員長（金子恵委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

しかしながらですよ、これは説明書で見ますと、国県支出金で1,500万円、全額国の支出だと思うんですね。この国が支出する根拠っていうのがやっぱり今言った部分じゃないのかなと思うんですが。分かりました。町が独自にこういうことが必要だということで、ということで国がこれだけ満額のお金が出るのかな。やっぱり国の計画が今言った計画があったから、それに町が手を挙げたのかなというふうな理解だったんですが、違いますかね。

○委員長（金子恵委員）

山口係長。

○係長（山口和樹君）

町の独自の取り組みについて活用しているということではなくて、先ほどご説明をした国としては大きく交通空白の解消という取り組みを進めておりまして、その中でこういう、今回の趣旨で言えばモビリティ人材育成事業という補助金になるんですけれども、地域における交通やまちづくりに取り組む人材を育成を行う都道府県市町村、事業者等に対して、その取り組みの経費を支援するというものになっておりまして、長与町でも交通に関する困り事の1つである、今回としては特定のテーマとしては地域の事業者や住民が主体となる移動支援の立ち上げを行うことで、長与町の中での交通の困り事、国が幅広く交通空白の解消として取り組んでいることの解決のために国費も使って、今回長与町で事業を行っていくというような趣旨にはなっております。

○委員長（金子恵委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

大まかに理解をいたしました。モビリティ人材育成事業の業務を委託するわけですが、この委託期間はどのくらい考えていらっしゃるのでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

山口係長。

○係長（山口和樹君）

本事業は、今年度内、今年度1年間を考えております。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

今の関連してですが、このモビリティ人材育成事業業務委託についてですが、委託に

至るまでの委託先の選定とかそういったものは、どのようなものになるのでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

山口係長。

○係長（山口和樹君）

事業者選定は公募型プロポーザル方式での事業者選定を予定しております。

○委員長（金子恵委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

そうなると現状ではどういう人が申込みをしてくるか。テーマはもうこちら側で絞ったところで公募をかけるというようなことなのかなと思うんですが、来ない可能性もあるんですよね、そしたら。公募が有るか無いかっちゃうのはやってみらんと分かんないところなんではないでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

山口係長。

○係長（山口和樹君）

最終的に公募があるかどうかというものに関しては、当然募集が有る無しっていう部分がありますので、その辺りについては実際の公募段階での判断にはなってくるかと思っています。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

質疑をしたいので、委員長を交代します。

○委員（堤理志委員）

質疑はありませんか。

金子委員。

○委員長（金子恵委員）

この公共交通の空白地帯ということに関しては、これまでもいろんなことをやってこられたかと思うんですよね。いろんな調査だったりとか、実際にタクシーを回したりとか、以前数年前にそういうことをやっておられましたけれども、今回国からということなので何とも言えないんですけども、その違いというのはどういうふうな最終的な結果として出てくるのかということだけ教えてください。

○委員（堤理志委員）

山口係長。

○係長（山口和樹君）

これまでも議員ご指摘のとおり交通の課題解決の取り組みとしてさまざま取り組んできておりまして、その1つに乗り合いタクシーの実証実験というのも行っております。今回は、今までのそういった取り組みの経緯、反省点も踏まえて、いったん取り組みの

1つのアイデアとして、地域の事業者や住民が主体となる移動支援っていうのを立ち上げていこうという方向で今進めているところで、そのための立ち上げに際しての、我々もまだこういった事例、取り組んだ実績というものがありませんから、この辺りはまた全国で同種同類の取り組みというのも進んでいるところですので、その辺りのノウハウとか当然交通関係の法令に関する知識の取得、また立ち上げまでに際する地域の事業者の皆さまであるとか、住民の皆さまとのコーディネートスキルも含めて、その辺りも伴走支援をしていただく事業者を募集しながら、こちらの理想としては、町の中でこういう事業者や地域の皆さんと協働してつくれる移動のモデル的な事業が1つ立ち上げることができないかということで、今回進めていくということで考えております。

○委員（堤理志委員）

委員長を交代します。

○委員長（金子恵委員）

他に質疑はありませんか。いいですか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

暫時休憩します。所管の皆さまにおかれましてお疲れさまでした。ありがとうございました。

（暫時休憩）

○委員長（金子恵委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

これより総務部の審査に入りたいと思います。本案について提案理由の説明を求めます。

金子課長。

○地域安全課長（金子寛之君）

皆さまおはようございます。地域安全課所管分につきましてご説明いたします。今回の補正につきましては、さくら野東地域交流センター建設事業における財源組替を行うものでございます。財源組替を行う理由につきましては、他の所管分を含め申請しております国庫補助金が減額内示を受けたことによるもので、町全体の財政負担を軽減するため、地域安全課所管分につきましては国庫補助相当分を他の所管分の事業へ振り替え、新たに単独事業として交付税が多く措置されます地方債を活用するものでございます。それでは予算書の5ページをお開きください。第3表地方債補正の2段目、市街地整備総合交付金事業の補正前限度額1億1,190万円から補正後限度額5,340万円へ減額されました差額の5,850万円のうち、3,580万円が所管分として減額するものでございます。続いて6ページをご覧ください。集会施設整備事業2,870万円は、所管分として新たに限度額を設定するものでございます。

続きまして説明書の6、7ページをお開き願います。歳入でございます。14款2項4目3節市街地整備総合交付金の一番下、地域交流センター整備事業費交付金は国の減

額内示に伴い財源組替を行うため減額するものでございます。８、９ページをお開き願います。２１款１項１目１節総務管理事業債の集会施設整備事業充当起債は財源組替に伴い新たな起債として計上するもので、国の緊急防災減災事業債を活用するものでございます。こちらの起債の充当率は１００％、交付税措置率は７０％でございます。その下の２目５節市街地整備総合交付金事業債の一番下、地域交流センター整備事業充当起債は先ほどの集会施設整備事業充当起債へ変更することに伴い減額を行うものでございます。

続きまして１２、１３ページをお開き願います。歳出でございます。２款１項２０目地域振興費は、先ほどご説明しました歳入の補正に伴い財源の内訳が変更となるものでございます。以上が地域安全課分として補正をお願いするものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（金子恵委員）

説明が終わりましたので、質疑を行いたいと思います。まず補正予算の６ページ、ここから入りたいと思いますけれども、こちらに関して質疑はありませんか。いいですか。それでは説明書の方に入ります。説明書の歳入の方からいきたいと思います。歳入の６、７ページ、こちらから質疑に入ります。質疑はありませんか。１４款２項４目３節の一番下段、地域交流センター整備事業費交付金、ここが所管分です。いいですか。では、８、９ページ。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

ちょっとこの分野は私もあんまり詳しくないんですけども、中身に入っていけないのでちょっと全体的な流れでちょっとお聞きしますが、もともと予定してた国から入ってくるだろうと想定してたものが減になったというので、以前もそういう内示減があって、何か理由は示されずに何か突然来るんだというような話もあって、今回はそういう何も説明なく内示の減というのはやっぱりそういう状態だったのかということが１点と、それからその分をこの地方債でやりくりするという趣旨なのかなと思うんですが、このところ金利の上昇がありますので、今の話ですと後で交付金の何か裏打ちが出て来て有利うんぬんというようなこともおっしゃってたんですけども、果たしてどうなのかなと。恐らく銀行等から借りるのが実情になると思うんですが、金利負担などと加味したところで、ちょっと逆に負担が増える恐れはないのか。この辺りはいかがでしょう。

○委員長（金子恵委員）

金子課長。

○地域安全課長（金子寛之君）

まず内示の減ですね、これの国の内示減の理由ということですが、今回も理由というものは定かではございませんけれども、国の予算に対して全国の自治体のやはり要求額が上回ったということが考えられるというふうに捉えております。それから、そ

の分を地方債で財源を組み替えてやりくりするという部分につきましては、今回は地域交流センターに係る部分につきましては、国の緊急防災減災事業債という地方債を借り入れることができまして、借り入れた部分についての、返済した部分ですね、そこは70%が交付税措置がされるということになっております。これはあくまでも基準財政需要額として元利返済する元利償還金の70%が算入されるわけですので、実際に地方交付税として受け入れる額ではないんですが、この起債というものは非常に町にとっては有利ということで選択を今回したところでございます。金利につきましては、おっしゃるとおり毎年変わっておりますけれども、現在の金利でいきますと年利1.5%ということで聞いておりまして、償還期間につきましては建物の耐用年数ごとに償還期間が異なりますので、そこは実際借入れをする際に設定がされるというものでございます。ですので、金利の上昇のところも懸念はありますけれども、現在の試算でいきますと、今回の起債に切り替えた方が地方交付税として措置されるものの方が上回るという判断の下、財源組替を行って補正をお願いするものでございます。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

再質もいいですかね。ちょっと財源組替のところで、12ページの地域振興費のこの財源のところちょっとお伺いしたいんですが、この国県支出金が減額で2,652万円というのはこの歳入のところで示されておるんですけども、あとのもう1個ですね、先ほどの説明の中で充当起債が2,870万円新たに起債をかえてかえるんだということですよ。だからその数字がどこに含まれているのかということと、この地方債の減額7,100万円というのが、ちょっとよく分からないんですよ。だからこの数字、一番明確に分かるのはこの2,652万円ってのは分かるんですが、他との数字の関連をちょっと示していただければと思います。

○委員長（金子恵委員）

金子課長。

○地域安全課長（金子寛之君）

12ページの歳出の補正額の財源内訳の部分でございます。国県支出金の部分は、おっしゃるように2,652万円は国費の部分というものが全額減額となっております。地方債の部分につきましては、9ページですね、地域交流センター整備事業充当起債これがまずマイナス3,580万円、それと1節の集会施設整備事業充当起債これがプラスの2,870万円、この差し引きがマイナス710万円という形になっております。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。いいですか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。以上で総務部の審査を終了いたします。

す。皆さまお疲れさまでした。

場内の時計で１１時２０分まで休憩します。

(休憩 １１時１０分～１１時１６分)

○委員長（金子恵委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

引き続き、議案第４５号の審査を行います。提案理由の説明を求めます。

村田課長。

○こども政策課長（村田佳美君）

それでは、こども政策課所管につきましてご説明させていただきます。なお高田保育所につきましては、後ほど高田保育所の所長の方からご説明差し上げます。今回の補正は、主に産休代替保健師の配置に関わるものと児童館の照明器具取替工事による増額補正でございます。それでは説明書の１２、１３ページをお開きください。中段の３款２項１目１節報酬および８節旅費は、子ども・子育て会議委員の交代による報酬等支払、委員の増員に伴う増額となります。次に３款２項４目１４節工事請負費の児童館施設整備工事費は、長与北児童館２階遊戯室照明のＬＥＤ取替工事を行います。次に１４、１５ページをお開きください。４款１項３目１節報酬から８節旅費につきましては、産休代替保健師の配置に係る経費です。こども政策課からは以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（金子恵委員）

引き続き、説明をお願いします。松尾所長。

○参事（松尾郁子君）

こども政策課高田保育所所管につきましてご説明させていただきます。説明書の１２、１３ページをお開きください。中段の３款２項３目１節報酬から８節旅費につきましては、産休代替保育士の配置に係る経費でございます。令和７年９月から令和８年３月の７カ月間になります。高田保育所からは以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（金子恵委員）

説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。よろしいですか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で住民福祉部の審査を終了いたします。お疲れさまでした。

暫時休憩します。

(暫時休憩)

○委員長（金子恵委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

これより健康保健部の審査に入ります。提案理由の説明を求めます。

森本課長。

○健康保険課長（森本陽子君）

健康保健課所管分につきましてご説明いたします。長与町一般会計補正予算（第1号）に関する説明書の6、7ページをお開きください。歳入です。14款1項2目1節保健衛生費負担金は、新型コロナワクチンの健康被害給付金に対する国の補助で全額補助です。同じページの一番下、20款4項1目1節後期高齢者医療受託事業収入は、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施業務の受託費上限が上がったことによる増額です。

続きまして、歳出です。12、13ページをお開きください。一番下の3款3項3目後期高齢者医療費は、歳入で申し上げた受託費増に伴い、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施業務関連の会計年度任用職員の人件費および消耗品費を増額したものです。次のページをお開きください。4款1項1目保健衛生総務費は、保健師の育休延長に伴う報酬等の補正です。2目感染症予防費19節扶助費は、新型コロナワクチンの健康被害給付金で令和4年3月分からさかのぼって医療費を支給いたします。収入で申し上げた国の補助を全額補填します。以上が今回の補正の内容です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（金子恵委員）

これから質疑を行います。歳入歳出多くありませんので、いずれでも結構です。質疑はありませんか。

藤田委員。

○委員（藤田明美委員）

歳出の15ページ、4款1項2目19節、予防接種健康被害給付金ということで296万4,000円とありますが、これは一般的な副反応に対してではなく、それよりも重い副反応に対してということだと思えますけれども、長与町で重大な健康被害ですね、具体的なものというのはどのようなものがありますでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

森本課長。

○健康保険課長（森本陽子君）

この予算に上げている方の症状で申し上げますと、1人分ですね、すいませんちょっと医学的な用語になるんですけども、認定疾病名がANCA関連血管炎と第9、10胸椎圧迫骨折というものになります。

○委員長（金子恵委員）

藤田委員。

○委員（藤田明美委員）

圧迫骨折ということですが、医学的なことになるかと思うんですが、骨がもろくなって折れてしまったということですかね、そのANCA関連血管炎によって骨がもろくなって折れたのかなというふうに思いますけども、この何かこう聞きなれない疾

病名ですけれども、これはいわゆる圧迫骨折のことを専門用語ではこういうふうに言うのでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

徳永係長。

○係長（徳永江里奈君）

今回の疾病名に関しましては、予防接種後の副反応があった症例に関して全ての事象を一連の症状として国の方に報告を上げ、その中から国が今回のコロナ接種による健康被害であると認めた内容に関して決定通知が下りたものになりますので、具体的な関連性というところまでは本町の方では調査はしていないんですけれども、国の方ではこれまでのカルテ等を通して関連性があると診断された判定された内容ということになります。圧迫骨折と何か関連、血管炎についての直接的な関連というのは、ちょっと今回の件では分からないんですが、新型コロナ予防接種に関連して起こった内容ということで国が認めた疾病になります。

○委員長（金子恵委員）

藤田委員。

○委員（藤田明美委員）

それでは、そういった疾病は国が全国的に集めたデータの中で、いろんな疾病がある中の1つに当てはまったということでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

藤田委員。

○委員（藤田明美委員）

すいません、今の質問は取り下げます。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

ちょっとお聞きしますけども、今のところなんですけど、この健康被害というのは実際のところ度々あるものなんでしょうか。それとも、たまにというかほとんど事例というのはないのかなのか。聞きたいのはですね、今回こういう被害があったということで補正であげられてるんですけども、度々あるもんだったら予算的にある程度枠を取って組んでおられるのかなあと思ったりもしたもんですから。今回こういう事例が出て、改めてあえてこう補正で上げてこられた。だから今後もまた出てきたら補正で対応していくのかっていうような、そういうところをちょっとお聞きをしたかったもんですから。

○委員長（金子恵委員）

森本課長。

○健康保険課長（森本陽子君）

すいません、私が来てから今3年目になりますけど、過去2年でこの認定の審査をする委員会、3回開かれております。それで実際給付金を給付するようになったのは、以前に1人、でこの方が1人、たまたま2年連続で上がってはきてますけれども、必ず上がってくるかどうかというのはいまもう分からない、予測がつかないものですので補正で対応しております。

○委員長（金子恵委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

財源の内訳を見ますとですね、今回全額国が認めたもので、全額国が支出をするということになっておりますのでですね、私は少なればこの対応でいいのかなと思うんですけども、頻繁にちょこちょこ来るのであれば、ただ国の意向を聞かないと、全部国費で支払うんだというような体制であればですね、国の意向がないとなかなか支出もできないのかなあと思うんですが、現状で被害給付金という枠というのは取っておられるんですかね。今回296万4,000円ですが。枠自体は感染症予防費の中の扶助費の中に枠としては取っておられるのかどうか、予算書を見てないんでちょっと申し訳ないんですが。

○委員長（金子恵委員）

森本課長。

○健康保険課長（森本陽子君）

項目自体はありますけれども、金額は当初予算には上げていないです。それで認定審査の委員会を開いて国に上げますけれども、たまたまこの今までの2件は認定されてますけれども、場合によっては認定されない方もいらっしゃるかと思います。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

藤田委員。

○委員（藤田明美委員）

すいません、それでは今回認定されたのは1人ということなんですけれども、健康被害を訴えられてる方っていうのは、過去2年間で3回申請があったっていうのは、私の聞き間違いでなかったのでしょうかということと、あと、健康被害の報告っていうのはこの申請以外にもあってるかどうかということを教えてください。あと、頻度ですね。お願いいたします。

○委員長（金子恵委員）

森本課長。

○健康保険課長（森本陽子君）

過去3回委員会を開いておりまして、その委員会のための申請をされた方はこちらではお聞きしておりません。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。いいですか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第４５号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第４５号令和７年度長与町一般会計補正予算（第１号）の件を採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

本日の委員会はこれで終了です。皆さまお疲れさまでした。所管の皆さまもお疲れさまでした。ありがとうございました。

（閉会 １１時３７分）